

議案第10号

調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の  
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年3月1日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

義務教育就学児に係る医療費の助成について、所得制限を適用しない年齢の範囲を拡大するため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の  
一部を改正する条例

調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成5年調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「9歳」を「12歳」に改める。

附 則

- 1 この条例は，平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し，同日前に行われた療養に係る医療費の助成については，なお従前の例による。